

議案第 80 号 令和 6 年度大津市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

それでは、議案第 80 号令和 6 年度大津市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

予算書の 19 ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、第 1 条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 9 百 9 4 万 7 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 9 千 2 百 6 2 万 5 千円とするものです。

引き続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

212 ページをお願いします。

まず、歳入についてであります。款 1 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入につきましては、主に桐生財産区の財産貸付による増額であり、目 2 利子及び配当金につきましては、各財産区基金の預金利息の確定に伴う精算です。

款 2 繰入金、項 1 繰入金、目 1 繰入金につきましては、各財産区財産の公共事業助成金及び管理運営費に充てるため、基金を取り崩して繰入れするものでございますが、事業費の確定によりそれぞれ減額するものです。

次に 214 ページをお願いします。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては、令和 5 年度決算により、各財産区の剰余金が確定したことに伴い増額となるものです。

以上、歳入合計 9 百 9 4 万 7 千円を減額するものです。

引き続きまして、歳出についてご説明いたします。

216 ページをお願いします。

款 1 財産管理費、項 1 橋本財産区財産管理費、目 1 橋本財産区財産管理費、説明欄 1 の公共事業助成金につきましては、橋本自治連絡協議会への運営費補助の事業費確定による補助金の減額であり、2 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項 2 神領財産区財産管理費、目 1 神領財産区財産管理費、説明欄 1 の公共事業助成金につきましては、予定されていた神領自治連絡協議会への運営費補助の未執行等による補助金の減額であり、2 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項 3 大江財産区財産管理費、目 1 大江財産区財産管理費、説明欄 1 の公共事業助成金につきましては、瀬田学区自治連合会への運営費補助の事業費確定による補助金の減額であり、2 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項 4 南大萱財産区財産管理費、目 1 南大萱財産区財産管理費、説明欄 1 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項 5 月輪財産区財産管理費、目 1 月輪財産区財産管理費、説明欄 1 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項 6 平野財産区財産管理費、目 1 平野財産区財産管理費、説明欄 1 の公共事業助成金につきましては、平野自治会への運営費補助の事業費確定による補助金の減額であり、2 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。3 の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものです。

218 ページをお願いします。

項 7 牧財産区財産管理費、目 1 牧財産区財産管理費、説明欄 1 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額です。

項 8 桐生財産区財産管理費、目 1 桐生財産区財産管理費、説明欄 1 の管理運営費につきましては、事務費及び財産区が所有するため池等の維持管理経費の精算による減額であり、2 の基金積立金につきましては、事業費の精算に伴い、歳入超過分を基金に積み立てるものであります。

以上、歳出合計 9 百 9 4 万 7 千円を減額するものです。

以上をもちまして、議案第 80 号令和 6 年度大津市財産区特別会

計補正予算（第１号）のご説明とさせていただきます。
ご審査賜りますようお願いいたします。